

# 一般社団法人 日本女性心身医学会 優秀演題賞規定

## 第1条（名称）

本賞は、一般社団法人日本女性心身医学会「優秀演題賞」と称する。

## 第2条（目的）

本賞は、本学会学術集会において優れた発表に対して授与するものであり、女性心身医学に係る会員の研究を奨励し、この分野の研究の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条（対象者）

本賞の選考は、次の条件を充たす者を対象とする。

- （1）本学会の会員であること
- （2）過去に本賞の受賞経験がない者
- （3）演題内容について応募時点で未発表であること

## 第4条（応募方法）

手続きは、公募により行い、演題登録の際、応募の有無を申し出る。

## 第5条（選考方法）

本賞は、以下の過程を経て選考される。

- （1）学術集会長は、応募演題の中から抄録をもとに若干数の演題を候補として採択する。
- （2）選考委員会は、学術委員会が学会理事および評議員の中から若干名（委員長を含む）を推薦し、幹事会の承認を経て組織する。任期は2年で再選を妨げない。
- （3）選考委員は候補演題の発表に臨席し、所定の方式に則ってこれを採点する。
- （4）選考委員会は、すべての候補演題の発表終了後に協議を行って優秀演題を選定する。
- （5）選考委員長は、優秀演題の選定結果について理事長および学術集会長に報告して承認を得る。

なお、受賞者には社員総会もしくは閉会式において賞状ならびに副賞を授与する。

## 第6条（受賞者の義務）

受賞者は受賞内容について、原著論文として本学会誌「女性心身医学」に投稿する義務を負う。ただし、同内容について海外誌に投稿を予定している場合には、採用後に同内容を含む「総説」を投稿することでこれに代えることができる。

## 第7条（会計）

本賞選考にかかわる費用については、一般会計から拠出する。

## 第8条（改廃）

この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。

（2011年7月24日施行）

（改定 2015年7月）

（改定 2016年8月）